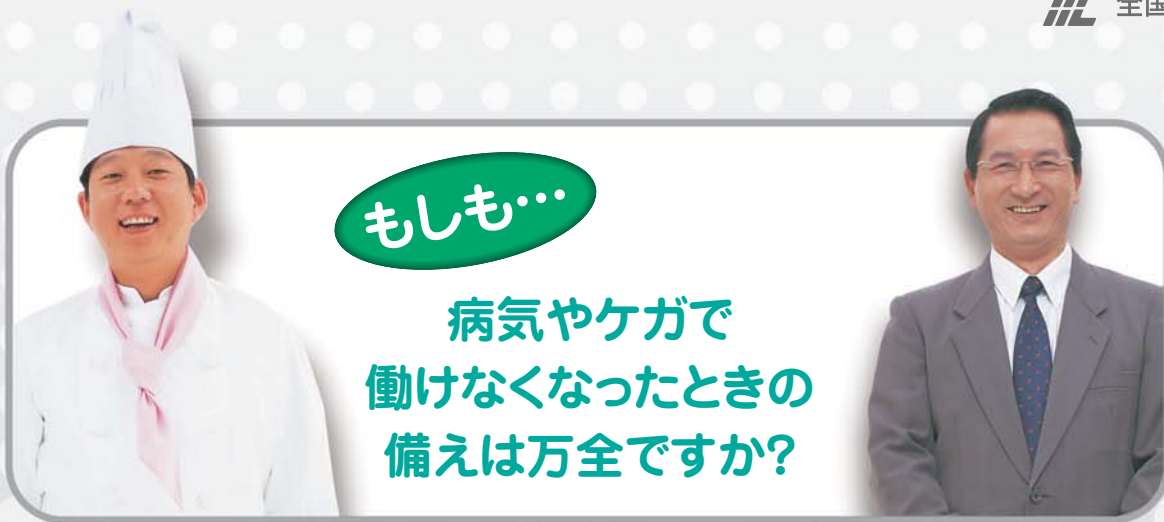




Sompo Japan
Nipponkoa

全国税理士共栄会



もしも…

病気やケガで
働けなくなったときの
備えは万全ですか？

万一のとき、月額最高100万円を最長70歳までロング補償。
あなたとご家族を守る「月収代わり」になるプランです。

就業障害
発生

▶▶▶ 1年 ▶▶▶ 2年 ▶▶▶ 3年 ▶▶▶ 4年 ▶▶▶

70歳まで補償

60日

月額最高100万円を最長70歳まで補償

(W060型の場合)

一定の支払対象外期間があります。
※この図では60日間

支払対象外期間終了時から最長70歳まで
ご加入時に設定した月額を補償します。

たとえば、
40歳で脳こうそくによる
就業障害となり、70歳まで
働けなくなった場合

お支払例

保険金額月額50万円(10口)に加入
40歳で脳こうそくによる就業障害となり70歳まで働けなくなった場合
月額50万円×(10か月+12か月×29年)

1億7,900万円

VIP大型総合保障制度

生涯収入
プロテクション

団体割引
30%

団体長期障害所得補償保険

保険期間：平成29年3月1日午後4時～平成30年3月1日午後4時
中途加入は、随時受付しております。

資料請求は今すぐ!
裏面FAXシートどうぞ

日税サービス 行
FAX.03-5323-2123

生涯収入プロテクション FAX連絡書


| | | | | | |
|------------------------------|--|------------|----------------------|------------|-----|
| ご相談事項 該当箇所を☑を お付けください。 | <input type="checkbox"/> 加入を検討したい | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 電話で詳しく説明を聞きたい (月 日 午前・午後 時頃) ※午前9時から午後5時の間にてご設定ください。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 詳しい資料が欲しい <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| フリガナ | | | 税理士の先生のみ ご記入ください。 | 税理士会名 | 支部名 |
| ご氏名 | | | | | |
| ご住所 | 〒 | | | | |
| ご連絡先 | ご自宅 | TEL. () - | 勤務先 | TEL. () - | |
| | | FAX. () - | | FAX. () - | |

※上記にご記入いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に提供することがありますので、ご同意のうえご記入ください。

病気・ケガによる就業障害を、長期にわたり安定補償。

1

**最長70歳まで補償
します。**(70歳の誕生日まで)



※ご加入時に年齢区分65～69歳までの方は対象期間3年となります。(対象期間70歳までプランの場合)
 ※対象期間は6種類のタイプから選択できます。
 (プランにより異なりますので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。)

2


**月額最高100万円まで
補償します。**

(20口)



3


**地震、噴火または
これらによる津波に
よって被った身体障害に
よる就業障害も補償します。**



4

**自宅療養・一部復職
時も補償します。**

入院だけでなく医師の指示にもとづく自宅療養も補償。
 また仕事に復職しても障害が残り、収入が20%を超えて減少しているような場合には、その割合に応じて保険金をお支払いします。




5

**精神障害※による
就業障害も一部補償します。**

(対象期間は2年間が限度となります。)

※①本特約によりお支払いの対象となる精神障害…気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱など
 ②本特約をセットしてもお支払いの対象とならない精神障害…アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存などによるもの



6

**カラダとココロの
無料電話相談が
受けられます。**

生涯収入プロテクションご加入者特典「損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル」。詳しくはパンフレットをご覧ください。

月額補償額

月額**10万円～100万円**を補償
 (1口5万円/月額)×2口以上からご加入いただけます。

保険金額の設定目安

| 被保険者が加入している 公的医療保険制度 | ご加入直前12か月における 所得の平均月額(年収/12) に対する保険金額割合 |
|-------------------------|---|
| 国民健康保険(例:個人事業主) | 85%以下 |
| 健康保険(例:給与所得者) | 40%以下 |
| 共済組合(例:公務員) | 40%以下 |

※平均月額所得額が保険金額より小さい場合は、平均月額所得額が限度となります。

月払保険料(1口あたり)

<W060型>
 保険期間1年/団体割引率30%/払込方法月払/
 支払対象外期間60日/対象期間70歳まで/天災危険補償特約セット/
 精神障害補償特約セット/無事故戻し返れい金なし

| | 男性 | 女性 |
|---------|--------|--------|
| 満15～24歳 | 602円 | 392円 |
| 満25～29歳 | 666円 | 538円 |
| 満30～34歳 | 768円 | 756円 |
| 満35～39歳 | 987円 | 1,130円 |
| 満40～44歳 | 1,418円 | 1,781円 |
| 満45～49歳 | 2,099円 | 2,614円 |
| 満50～54歳 | 2,850円 | 3,343円 |
| 満55～59歳 | 3,804円 | 4,004円 |
| 満60～64歳 | 4,528円 | 4,197円 |
| 満65～69歳 | 3,486円 | 2,940円 |

※ご加入時に年齢区分65～69歳までの方は対象期間3年となります。

お支払いいただく月払保険料

1口あたり月払保険料 円 × 加入口数 口 = 円
 (2口以上20口以内)

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事代理店(全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F
 TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第二課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL03-3349-5402:FAX03-6388-0161 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 一般社団法人日本損害保険協会 そんばADRセンター 電話番号 0570-022808(ナビダイヤル) (受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sompo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
 【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店

・このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ・加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。
 ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。